

# 山梨県公報

第二千四百七十二号

平成二十六年

十二月十八日

木曜日

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山梨県告示第三百五十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十六年山梨県告示第二百八十八号)は、解除する。  
平成二十六年十二月十八日  
山梨県知事 横内正明

## 山梨県告示第三百五十三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十六年山梨県告示第三百二十一号)は、解除する。  
平成二十六年十二月十八日  
山梨県知事 横内正明

## 山梨県告示第三百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年一月八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十六年十二月十八日  
山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	富士吉田西	南都留郡西桂町小沼字池の頭二	三三〇・〇	平成二十六年

## 目次

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………七〇一  
○家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除(二件)……………七〇一  
○道路の供用開始(二件)……………七〇一  
**公 告**  
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………七〇二  
○公共測量の実施……………七〇二  
**人事委員会**  
○平成二十六年山梨県資格免許職職員採用試験(第二回)の実施について……………七〇二  
**公安委員会**  
○技能検定員等審査の実施……………七〇六

## 告 示

### 山梨県告示第三百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
平成二十六年十二月十八日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南都留郡富士河口湖町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南都留郡富士河口湖町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

桂線	九二三番の一地先から 南都留郡西桂町小沼字池の頭一 八六六番の二地先まで	年十二月十 八日
----	--	-------------

山梨県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十六年十二月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷身 延線	西八代郡市川三郷町黒沢字石切 一八八〇番の一地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字石切 一九〇四番の一地先まで	一五三・七	平成二十六年十二月十八日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年十二月十八日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあつた年月日 平成二十六年十二月九日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人モリノ
  - 代表者の氏名 中川 陽子
  - 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市長塚九十八番地

- 定款に記載された目的  
この法人は、県内女性に対して、生活、育児、介護の支援や相互援助に関する事業を行い、県内女性の就労機会の増大促進を図り、広く社会貢献に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年十二月十一日から平成二十七年二月十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年十二月十日付けで笛吹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。  
平成二十六年十二月十八日

山梨県知事 横内正明

- 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 作業期間 平成二十六年十二月十一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 作業地域 笛吹市

人事委員会

● 平成二十六年山梨県資格免許職職員採用試験（第二回）の実施について

平成二十六年山梨県資格免許職職員採用試験（第二回）を次のとおり実施する。  
平成二十六年十二月十八日

山梨県人事委員会  
委員長 石川善一

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
資格免許職職員	言語聴覚士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、言語聴覚療法に関する専門的業務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

## 2 受験資格

## (1) 受験できる者

昭和60年4月2日以後に生まれた者で、言語聴覚士の免許取得者又は平成27年において最初に実施される言語聴覚士国家試験により当該免許取得見込みの者

## (2) 次に該当する者は、受験できないものとする。

地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 3 試験案内の配布及び受付期間・時間

## (1) 試験案内配布開始日

平成26年12月18日(木)

## (2) 受付期間(持参、郵送及びインターネット共通)

- ・ 平成26年12月22日(月)から平成27年1月16日(金)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始の休日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成27年1月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。ただし、平成27年1月16日(金)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。)

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成27年1月25日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
第2次試験	平成27年2月8日(日)	

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	40点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、短期大学卒業程度の五肢選択式による筆記試験を行う。 ・出題数は、40題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
第2次試験	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験Ⅰ (第1次試験日に実施)	60点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
人物試験Ⅱ	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。		
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- ※ 人物試験Ⅰは、第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ評価する。  
なお、第1次試験日に人物試験Ⅰを受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- ※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。
- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験Ⅱの得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成27年1月30日(金)

イ 最終合格者発表 平成27年2月16日(月)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)については、言語聴覚士は新規の職種であり、約179,800円が目安となる。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 所定の期日までに言語聴覚士の免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 受験の際には、「平成26年度山梨県資格免許職職員採用試験(第2回)案内」で詳細について必ず確認すること。

# 公安委員会

## ● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月十八日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

### 一 審査の種類

#### 1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

#### 2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

### 二 審査日時及び場所

#### 1 審査日時

平成二十七年一月二十日（火）、一月二十二日（木）及び一月二十三日（金）の午前九時から午後五時まで

#### 2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

### 三 受付期間及び場所

#### 1 期間

平成二十七年一月五日（月）から同月十三日（火）まで

#### 2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

### 四 審査内容

#### 1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

#### 2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

#### 五 審査手数料

#### 1 技能検定員審査

- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千五百円
- (二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円
- (三) 特定第一種運転免許 一万四千五百円
- (四) 大型自動車第二種免許等 二万八千五百円

#### 2 教習指導員審査

- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万五千円
- (二) 普通自動車免許 一万千八百円
- (三) 特定第一種運転免許 九千四百五十円
- (四) 大型自動車第二種免許等 一万二千八百五十円

#### 六 その他

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

#### 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又

は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番